情報通信技術利活用事業費補助金
（地域デジタル基盤活用推進事業）
実施要領

1　事業の目的

デジタル技術は、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持っており、地方が直面する社会課題（人口減少や少子高齢化、産業空洞化等）の解決の切り札となるだけではなく、新しい付加価値を生み出す源泉でもある。

このため、地方創生の取組を加速化・深化させていくためには、デジタルの力で地域の社会課題を解決し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現するという「デジタル田園都市国家構想」の下、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）を積極的に推進していく必要があるところ、本事業は、地方公共団体や地域の企業・団体による通信インフラなどの整備を支援し、デジタル技術を活用して地域の社会課題の解決を図る取組を促進することを目的として実施するものである。

2　事業の概要

（１）対象事業

①地域課題の解決を目的として、以下の（a）・（b）を組み合わせたシステムを整備する事業であること。

（a）無線ネットワーク設備

（b）無線ネットワーク設備に接続するソリューション機器（カメラ・センサなど）　及びこれらと不可分な設備・機器・ソフトウェア

②通信インフラを整備するだけでなく、当該通信インフラを活用して地域課題の解決を図る取組（インターネット接続サービスの提供を主たる目的とするものは非該当）を実施するものであること。

※別途公募する地域デジタル基盤活用推進事業の実証事業とは異なり、取組内容が先進的なものである必要はない。

＜本事業の補助対象イメージ＞

補助対象となる無線ネットワーク設備の範囲

補助対象となるソリューション機器及びこれらと不可分な設備・機器・ソフトウェアの範囲

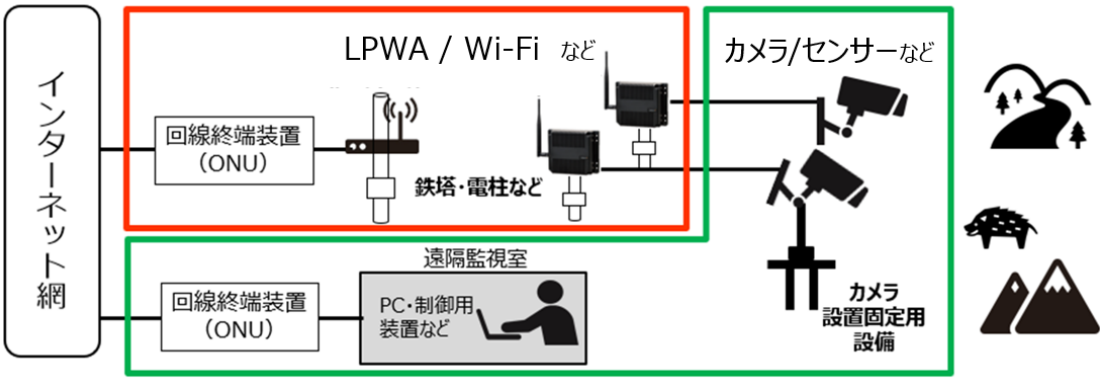

※上記イメージは一例であり、補助金額の決定に当たっては、個別の案件毎に適否を審査する。

（２）提案主体の要件

地方公共団体、企業・団体など

地方公共団体については、複数の地方公共団体が連携して申請することも可能である（一部事務組合又は広域連合を含む）。ただし、代表する１つの団体において事業全体の遂行・経費管理などに関する責任を持ち、総務省から補助金の交付を受けるものとする。

企業・団体などが実施主体となる場合については、地方公共団体を１以上含むコンソーシアムを形成することを要件とする。採択候補先の決定後、補助金交付申請時に地方公共団体との連携関係を示す協定書や覚書その他の資料（特定の形式を求めるものではない）を提出すること。（ただし、提案時においても、地方公共団体と何らかの調整・相談がされていることを示す書類を提出すること。）

その他詳細については、別紙４「情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第４条第４項の規定に従うこと。

（３）補助対象経費の範囲

交付要綱 別表及び本実施要領 別添１に定めるとおりとする。

補助事業の目的遂行に必要と認められない経費及び目的遂行に必要であっても一般的に合理的と認められる範囲を超える経費などは補助対象とならない。補助対象とならない経費の例は以下のとおり。

（ア）補助事業の目的遂行に必要と認められない経費

- 補助事業の遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 事業実施に必要のない旅費
- 補助事業者が負担する経費振込手数料
- 特許取得に係る費用
- 知的財産の維持管理に係る経費
- 補助事業に直接関係しない事務的な打合せに係る経費
- 総務省の検査を受検するために要する旅費
- 学会年会費、為替差損に係わる経費
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 個々の補助事業の内容に鑑みて、その事業の目的遂行に必要と認められない設備・備品などに係る経費（予備機・予備品などの必要最低限とはいえない過剰な設備・備品、使用時期が未定又は使用目的や効果が不明確な設備・備品など）
- その他、補助事業の遂行に関係のない経費（例えば、酒、煙草、手土産、接待費など。補助事業の目的遂行に必要なイベントや学会などへの参加に当たり、懇親会費・食事代などが含まれている場合は、これらを除いた参加費のみを計上可能。）

（イ）一般的に合理的と認められる範囲を超える経費

- 経済合理性を欠いた高額取引によって生じた経費
- 合理的な選定理由を欠く随意契約などによって生じた経費
- 自社調達又は100％子会社などから調達を行う場合の調達価格に含まれる利益相当額
- タクシー料金、鉄道のグリーン料金、航空機のビジネスクラス料金など（タクシーの使用については、明確かつ合理的な理由があれば認められる場合がある。）
- 鉄道料金及び航空機料金について、運賃、時間、距離などの事情に照らして、最も経済的かつ合理的と認められる範囲を超える運賃
- 社会通念上相当と認められる範囲を超える日当及び宿泊費
- その他、公的な資金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費

（ウ）補助事業対象期間外の経費

- 交付決定日以前に発注した経費又は補助事業の期間中に検収又は支払いが終了していない経費。ただし、補助事業期間終了前１カ月以内にやむを得ず調達を行う場合などにおいて、支払いが補助事業の期間外となる相当の事由を証明した場合は経費計上することができる（例：人件費に関して、給与が月末締め・翌月払いになる場合など）。

- PCレンタル料やクラウドサービス利用料等については、複数年度分を一括して初年度に費用計上できる場合に限り、３か年度分を上限として経費計上できる。

上記のほか、本補助事業における経理処理については「情報通信技術利活用事業費補助金（地域デジタル基盤活用推進事業）経理処理解説」など、後日、提示する経理処理ルールに従うこと。

（４）補助金の交付額

補助対象経費の１／２

※補助事業に係る事業費の下限額は1,000万円とする。
※補助金額の上限は定めない。提案の内容を踏まえて事業規模の妥当性を審査する。
※地方公共団体が補助事業者となる場合の地方負担分（残り１／２）については、 過疎対策事業債、辺地対策事業債などの地方債を起債することができる。詳しくは「地域デジタル基盤活用推進事業のご案内」の資料を参照するとともに、起債に当たっては地方債同意等基準運用要綱等を参照されたい。

（５）留意事項

- ✓ 補助事業者は、補助事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して５年以内の間、補助事業の実施を通じて得られた収益の状況を書面によって報告しなければならない。当該報告を通じて相当の収益が生じたと認められる場合には、交付要綱第25条の規定に基づき、交付した補助金の全部又は一部を国に納付させる場合がある。
- ✓ 上記報告に際して、補助事業終了後に提出する実績報告書の事業結果説明書に記載した事業終了後５年間における設備・機器やシステムなどの利用状況、成果（アウトカム）目標の達成状況、運用段階において得られた知見（成功・失敗した取組とその要因、隘路とその打開策など）、他の地域において参考とすべき情報についても報告するものとする。
- ✓ 総務省は、補助事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して５年以内の間、補助事業者が行わなければならない報告などの内容を踏まえ、必要に応じて指導・助言を行うものとする。
- ✓ 補助事業の支援対象となった団体などには、総務省から現地視察の対応などを依頼する場合がある。
- ✓ 補助事業の実施に当たっては、同一の事業について、重複して国の公的な補助金などの交付を受けることはできない。他方、都道府県による独自の補助金などを自己負担分に充てることは妨げられない。この場合には、都道府県の補助金の要綱などに従うこと。

- ✓ 本事業は直接補助事業であり、間接補助事業者への補助金の交付は認めない。
- ✓ 補助事業者が、交付要綱第20条に定める財産処分の制限期間内に、総務大臣の承認を受けずに、補助金の交付を受けて整備した設備などを目的外利用など（財産の遊休化を含む。）した場合には、交付要綱第17条などの規定に基づき、補助金の返還を命ずることがある。
- ✓ 本事業で整備する設備・機器やシステムなどについては、「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（令和３年９月一部改正）などに留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。
  特に、クラウドサービスの利用等、外部のネットワークへの接続やデータ伝送を伴う場合、個人情報の管理等を含め、情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形で、必要なセキュリティ対策等を実施すること。
  また、外部委託を行う場合を含めて必要な情報セキュリティ対策が講じられているかなどに留意すること。

  ※「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」
  https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihon-2/IT_moushiawase.pdf
- ✓ ５Ｇの基地局やコア設備などを整備する場合については、原則として、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」（令和２年法律第37号）に基づく開発供給計画認定を受けた事業者が開発供給した機器を用いること。
  当該認定を受けていない事業者が開発供給した機器にあっては、「ローカル５Ｇ導入に関するガイドライン」に記載の「サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策」を講じていると認められること。
- ✓ 複数団体での連携形式（コンソーシアム形式）で申請する場合は、補助金の交付を受けて取得予定の財産の帰属（事業完了後を含む）についてあらかじめ協議すること。採択候補先の決定後、補助金の交付申請時には、財産帰属や管理体制などについて取り決めた協定書などを提出すること。

3　提案手続

（１）提出書類

様式１	企画提案書 (形式はPowerpoint)
様式2	企画提案書概要(形式はPowerpoint、枚数は1枚)
様式3-1	申請者概要説明書（民間事業者など（消費税納税義務者））
様式3-2	申請者概要説明書 （地方公共団体・民間事業者など（消費税免税事業者））
	地方公共団体と何らかの調整・相談がされていることを示す書類（実施主体が企業・団体の場合のみ）
－	補足資料があれば、Powerpoint 10枚以内で添付すること。

※様式3－１、3－２は、実施団体が「地方公共団体・民間事業者など（消費税免税事業者）」又は「民間事業者等（消費税納税義務者）」であるかによって様式が異なるので注意すること。

※別途公募する地域デジタル基盤活用推進事業の実証事業において、本補助事業への提案内容と関連する事業の提案を行う場合には、その旨を企画提案書（様式１）などに明記すること。

※提出された書類の返却はしない。また、採択された案件の企画提案書の概要（主に様式2）について、総務省ホームページなどで公開を予定している。公開にあたり事前に確認を行うが、修正等が必要な場合は速やかに対応すること。

（２）提出期間

令和6年6月20日（木）10：00 ～ 同年6月26日（水）12：00（必着）

※上記期間より前の提出は不可

（３）提出先

総務省/BCGホームページから応募様式をダウンロードの上、必要事項を記入し、電子メールでご提出ください。

総務省HP：https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html

BCGHP：https://www.bcg.com/ja-jp/press/21march2024-regional-digital-infrastructure-project

ア　電子メールによる提出の場合

（１）の提出書類（電子媒体）を電子メールで提出すること（郵送、持ち込みは不可）。

【提出先】

■ボストン コンサルティング グループ合同会社　地域デジタル基盤活用推進事業 担当

■E-mail：TOKLOCALDX2024@bcg.com

■件名　：補助事業（●●県▲▲市）

※括弧内は提案主体である地方公共団体名又は企業・団体名を記載してください。

イ　補助金申請システム（Jグランツ）による申請の場合

本事業では、公募から事業完了後の手続までをオンラインで完結可能な補助金申請システム（Ｊグランツ）での申請が可能である。Ｊグランツを通じて申請するためには、GビズIDの「gBizIDプライム」が必要となる。

４　採択候補先の選定など

（１）選定方法

外部有識者で構成する評価委員会において審査を行った後、その結果に基づき総務省が採択候補先を選定する。

評価は書面審査及び必要に応じてヒアリングを実施することにより行う。ヒアリングの実施が必要な場合又は追加資料の提出を求める場合などには、事務局から連絡する。

（２）評価の観点

採択候補先の選定に当たっては、以下の観点から総合的に評価を行う。これらの観点を十分に踏まえて提案書を作成すること。全ての観点が重要な評価事項となるため、できる限り具体的かつ網羅的に記載すること。

なお、今後、評価の観点に変更が生じた場合には、総務省ホームページにおいて公表する。

①　地域課題に対するソリューションの適切性・妥当性

✓　一般的な課題にとどまらず、利用者や地域のステークホルダーの目線で、補助事業によるソリューションの実装を実施する、又は実装を予定する地域が実際に抱えている課題が明確化されているか。ソリューションありきの課題設定となっていないか。利用者や地域のステークホルダーがその課題を重要視していることを客観的に示す証拠情報（統計情報、新聞報道、自治体の政策文書などを含む）があることが望ましい。

✓　上記と合わせて、実装先となる、または展開先候補となる企業・団体が、ソリューション実装に強い関心を抱いているか。その強い関心を客観的に示す証拠情報があることが望ましい。

- ✓ 期待される効果や定量的な成果（アウトカム）目標について、受益者へのメリットを明確化し、ロジックモデルなどを活用して、具体的、論理的かつ可能な範囲で定量的に示されているか。

② 通信インフラ整備の必要性

- ✓ 地域課題を解決するために新たに通信インフラを整備する必要がある（既存の通信インフラなどだけでは実現できない）こと、地域課題解決の取組全体における当該通信インフラの位置づけ・役割などについて、具体的、論理的に示されているか。
- ✓ 当該通信技術が妥当であることを、ソリューションや地域などの要件を踏まえて、他通信技術との比較を行った上で具体的かつ論理的に示されているか。

③ 持続性・展開性

- ✓ 一般的に合理的と認められる範囲を超える過大な経費が計上されていない、過度な通信性能を求めていないなど、費用面の妥当性が十分に精査されているか。
- ✓ 導入・運用効果を向上、またはコストを低減させるための工夫が具体化されているか。
(複数用途の利用計画、周辺地域との広域共同利用など)
- ✓ 実装計画が具体的かつ現実的か、持続可能な運用計画となっているか。

④ 実施体制

- ✓ 関係者間の役割分担を含め、事業遂行に必要な体制が確保されていることについて、具体的かつ論理的に示されているか。事業全体の推進・調整・成果実現に最も責任を有する中心人物が特定されていることが望ましい。
- ✓ 実装において、公的機関の許認可が重要な要件となりうる場合、当該公的機関を巻き込めているか。巻き込めていることを示す客観的な証拠情報があることが望ましい。(防災領域における消防・警察など)
- ✓ 実施主体が民間企業の場合、補助事業以降の横展開に向け、必要な体制が確保されていることについて示されているか。特に、実装・横展開の実施主体が補助事業の検討体制に含まれているか。
- ✓ 地域のステークホルダー（産官学金）や地方公共団体内の関係部局との間において、地域課題やデジタル技術の活用効果・目標などについて共通の理解があり、緊密な連携が図られているか。連携のための組織体があることにとどまらず、共通の理解として共有されている内容を示す合意された文書があることが望ましい。

⑤ サイバーセキュリティ対策

- ✓ サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずることが示されているか。

⑥ **その他**（加点項目、地方公共団体のみ）

✓ 整備費用（地方負担分）や運用費用について、企業版ふるさと納税制度（地方創生応援税制）を活用する計画であるか。（活用する場合、一定の加点措置を行う。）

✓ 「デジ活」中山間地域※に登録している地域であるか。

※「デジ活」中山間地域（農林水産省）

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域における、地域資源やデジタル技術を活用した社会課題解決・地域活性化に関する施策

（参考）「デジ活」中山間地域については、以下URLから確認してください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/digikatsu/index.html

（３）提案内容の確認・採択・修正

総務省は、採択候補先を選定した後、提案内容の遂行に支障がないかどうかなどを確認し、また、必要に応じて、総務省と採択候補先との間で調整・修正などを行った上で、最終的な交付決定を行う。また、交付決定に当たっては必要に応じて条件を付すことがある。

（４）補助金の支払い

補助金は、採択候補先を選定した後、補助金の交付申請時に提出を求める申請書に記載された「補助事業の目的」以外への使用は認めない。また、補助金は、事業終了後速やかに実績報告書の提出を受けて、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。特別の事情がある場合には、年度途中で概算払いが認められる場合もある。

（５）事業結果説明書

補助事業終了後の実績報告書の提出に際して、同報告書の事業結果説明書に以下の内容を記載すること。

① 事業の概要（整備した通信インフラなどの詳細・活用方法など）

② 補助事業の実施期間

③ 事業の運営体制や関係者間の役割分担

（事業終了後の運営管理体制・役割分担についても明確に記載すること。）

④ 事業実施に要した初期費用・運営費用

⑤ 所期の目標に対する達成度、定量的な費用対効果

⑦ 事業終了後５年間の達成目標

5　2次公募スケジュール

令和6年6月	2次公募
令和6年７月上旬頃	経理処理説明会（参加必須）
令和6年７月下旬頃	外部有識者による評価など
令和６年８月上旬頃	2次公募に係る採択候補団体の公表、交付申請手続
令和6年8月頃	交付決定
令和７年2月末	補助事業の完了
令和7年3月頃	実績報告書の提出、金額の確定

※採択候補先の選定状況などによって多少前後する場合がある。

6　その他

本事業の実施については、本実施要領のほか、今後新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合に総務省が定める事項によるものとする。

総務省が新たに定める事項については、総務省ホームページで公開するものとする。

（https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html）

7　本事業に関する問合せ先（事務局）

■ボストン コンサルティング グループ合同会社
　地域デジタル基盤活用推進事業 担当
■E-mail：TOKLOCALDX2024@bcg.com
■件名　：補助事業（●●県▲▲市）
　※括弧内は提案主体である地方公共団体名又は企業・団体名を記載してください。

別添１

補助対象経費の範囲

大分類	中分類	小分類	説明
（1） 直接経費			
ア 物品費	1.設備備品費	A	無線ネットワーク設備やソリューション機器など、補助事業の遂行に直接必要な物品※の購入・調達に要する経費であって「エ その他」に該当するものを除く。
		B	※取得単価が10万円以上、かつ、原型のまま１年以上の使用に耐える物品をいう。 ただし、以下の物品については、取得価格によらず備品として扱う。 （ア）当該物品の保有に伴い保守料金などが生じるもの（携帯電話、プリンタなど） （イ）リサイクルその他管理換（供用換を含む。）によって効率的な物品の活用を行う必要性が高いもの（家電製品、什器類など）
	2.消耗品費		補助事業の実施に直接必要な物品（使用可能期間が１年未満のもの又は取得単価が10万円未満のもの）の購入に要する経費。
イ 人件費・謝金	1.人件費		補助事業の業務に直接従事する者の人件費（原則として、①本給、②賞与、③諸手当（福利厚生に係るものを除く）とする。ただし、「ア 物品費」及び「エ 外注費」に含まれるもの並びに地方公共団体の職員の人件費を除く。）。
	事業担当者費		補助事業の業務に直接従事する担当者の人件費（福利厚生に係る経費を除く）。
	事業補助者費		補助事業の業務に直接従事するアルバイト、パート、派遣社員などの経費（福利厚生に係る経費を除く）。
	2.謝金		補助事業の実施に必要な知識、情報、意見などの交換、検討のために設置する委員会などの開催や運営に要した委員などの謝金又は個人による役務の提供などへの謝金。
ウ 旅費	旅費		補助事業の業務に従事する者が補助事業の実施に必要とする旅費（交通費、日当、宿泊費）又は補助事業の実施に特に必要な知識、情報、意見などの交換、検討のための委員会の開催に要する委員等旅費であって、補助事業者の旅費規程などに基づいて算定される経費。 委員会の委員が補助事業の実施に必要不可欠な知識、情報、意見などの収集のため、国内又は海外において調査に要する旅費（交通費、日当、宿泊費）その他の経費。
エ その他	1.外注費		以下に例示する補助事業の遂行に直接必要な外注に係る経費（業務請負費などを含む）。
		A	◆通信インフラに係る施設・設備の整備などを行うための外注経費 例：鉄塔/局舎/外構施設/受電設備（電力引込み送電線を含む。）/ 無線局（無線アクセス装置）/送受信機/伝送用専用線/ケーブル/中継増幅装置/ 電源設備/監視装置/制御装置/測定器/その他事業を実施するために必要な経費 ※局舎施設には、簡易ＢＯＸ型（ローカル５Ｇのコア装置などの無線ネットワークに必要となる装置を収容する施設）などを含む。 ◆通信インフラに係る施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） ※局舎、鉄塔、無線局などを建設するため最低限必要となる用地及び道路についてのみ支援対象とする。 ◆通信インフラの整備などに係る附帯工事費（例：調査費/設計費/資材運搬費/その他、必要になる経費 ）
		B	◆ソリューションに係るデバイス機器・部品の整備などを行うための外注経費 （例：カメラ/各種センサ/通信用デバイスなど） ◆ソリューションの整備などに係る附帯工事費（例：調査費/設計費/資材運搬費など））
	2.印刷製本費		補助事業の実施に直接必要な資料、成果報告書などの印刷、製本に要した経費。
	3.通信運搬費		補助事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信などの通信・電話料及び機械装置の運送費など。
	4.光熱量費		補助事業の実施に直接使用する機器の運用などに要する電気、ガス及び水道などの経費。

		5.会議費	補助事業の実施に直接必要な知識、情報、意見などの交換、検討、情報発信のための委員会開催、運営に要する会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費。
		6.その他（諸経費）	補助事業の実施に直接必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費。
（2） 一般管理費		一般管理費	直接経費の合計額に一般管理費率（１０分の１を上限）を乗じた額。

（注１）設備備品費及び外注費の経費については、以下の区分（小分類）に応じて分類し、それぞれに係る経費を記載すること。

Ａ：無線ネットワーク設備に該当するもの

Ｂ：無線ネットワーク設備に接続するソリューション機器及びこれらと不可分な設備・機器・ソフトウェアに該当するもの

※対象経費（A及びB）の切分けが困難なものについては、「Ａ：無線ネットワーク設備に該当するもの」に分類すること。

別添２

地方総合通信局及び総合通信事務所

■北海道
北海道総合通信局 情報通信部 情報通信振興課
住所：〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
電話：011-709-2311（内線4714）
e-mail：chiiki-s@soumu.go.jp

■青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東北総合通信局 情報通信部 情報通信振興課
住所：〒 980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23仙台第２合同庁舎
電話：022-221-3655
e-mail：seibi-toh@ml.soumu.go.jp

■茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
関東総合通信局 情報通信部 情報通信振興課
住所：〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎23階
電話：03-6238-1692
e-mail：kanto-suisin@soumu.go.jp

■新潟県、長野県
信越総合通信局 情報通信部 情報通信振興課
住所：〒380-8795長野県長野市旭町1108 長野第１合同庁舎
電話：026-234-9933
e-mail：shinetsu-event@soumu.go.jp

■富山県、石川県、福井県
北陸総合通信局 情報通信部 情報通信振興課
住所：〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎6階
電話：076-233-4431
e-mail：hokuriku-shinkou@soumu.go.jp

■岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
東海総合通信局 情報通信部 情報通信振興課
住所：〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第三号館6階

電話：052-971-9405
e-mail：tokai-shinko@soumu.go.jp

■滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
近畿総合通信局 情報通信部 情報通信振興課
住所：〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階
電話：06-6942-8522
e-mail：ict-kinki@ml.soumu.go.jp

■鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
中国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課
住所：〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
電話：082-222-3324
e-mail：chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp

■徳島県、香川県、愛媛県、高知県
四国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課
住所：〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2-14-4
電話：089-936-5061
e-mail：shikoku-seisaku@soumu.go.jp

■福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
九州総合通信局 情報通信部 情報通信振興課
住所：〒860-8795熊本市西区春日2-10-1
電話：096-326-7833
e-mail：h-shinkou@ml.soumu.go.jp

■沖縄県
沖縄総合通信事務所 情報通信課
住所：〒900-8795沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区 5階
電話：098-865-2304
e-mail：okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp